

福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書

神奈川県立子ども自立生活支援センターきらり  
児童心理治療施設 ぎんが

2023年3月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

## 目 次

第三者評価結果 .....	1
共通評価基準（45 項目）	
Ⅰ 治療・支援の基本方針と組織 .....	6
Ⅱ 施設の運営管理 .....	7
Ⅲ 適切な治療・支援の実施 .....	10
内容評価基準（20 項目）	
A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援 .....	14
A-2 生活・健康・学習支援 .....	15

## 第三者評価結果(児童心理治療施設)

種別	児童心理治療施設
----	----------

### ①第三者評価機関名

NPO 法人よこはま地域福祉研究センター
----------------------

### ②評価調査者研修修了番号

SK18081 SK18082 神機構-357
-------------------------

### ③施設名等

名称:	神奈川県立子ども自立生活支援センター きらり
施設長氏名:	中野 美智子
定員:	42名
所在地(都道府県):	神奈川県
所在地(市町村以下):	
T E L :	
U R L :	<a href="https://pref.kanagawa.jp/docs/g2n/">https://pref.kanagawa.jp/docs/g2n/</a>

#### 【施設の概要】

開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日
経営法人・設置主体(法人名等):	神奈川県
職員数 常勤職員 :	62 名
職員数 非常勤職員 :	33 名
有資格専門職員の名称(ア)	保育士
上記専門職員の人数:	4 名
有資格専門職員の名称(イ)	医師
上記専門職員の人数:	2 名
有資格専門職員の名称(ウ)	栄養士
上記専門職員の人数:	1 名
有資格専門職員の名称(エ)	看護師
上記専門職員の人数:	5 名
有資格専門職員の名称(オ)	心理士
上記専門職員の人数:	5 名
有資格専門職員の名称(カ)	
上記専門職員の人数:	
施設設備の概要(ア)居室数:	個室 38 室 2 人部屋 2 室 合計 40 室
施設設備の概要(イ)設備等:	食堂、リビングルーム、多目的室、観察室など
施設設備の概要(ウ):	
施設設備の概要(エ):	

## ④理念・基本方針

### <基本理念>

子どもを権利の主体者と捉え、その権利を擁護することを基本に、次のことを大切にします。

- (1)温かい生活を提供し、子どもの生きる力とつながる力を育みます。
- (2)一人ひとりの子どもに寄り添い、最善の利益を優先した支援を行います。
- (3)施設の専門機能を生かして地域に貢献します。

### <基本方針>

#### (1)心理・医療等の専門的ケアの提供

保育看護・療育・治療等の支援を必要とする子どもに対して、その発達段階や障害特性などの課題に応じて、県立施設として心理・医療等の専門的なケアを行います。

#### (2)心身の健やかな成長と発達等の支援

子どもの人権を擁護し、その主体的な意思決定に配慮して、心身の健やかな成長と発達、自立と社会参加を目指した支援を行います。

#### (3)3つの施設の特色を生かした一体的運営

乳児院・福祉型障害児入所施設・児童心理治療施設の複合型施設として、それぞれの特色を生かした一体的な運営を展開します。

#### (4)多職種連携による支援体制の確立

豊かな人間性と専門性を持ち、常に支援の質の向上を目指す職種を超えた連携による支援体制を確立します。

#### (5)支援のネットワークの拠点としての働き

関係機関との連携を密にし、支援を必要とする子どもへの支援のネットワークの中で拠点としての役割を担います。

#### (6)地域に根ざした施設づくり

地域との交流を進めるとともに、関係機関への後方支援や人材育成を行い、地域に根ざした施設づくりを進めます。

## ⑤施設の特徴的な取り組み

神奈川県立子ども自立生活支援センター「きらり」は、乳児院「みらい」と福祉型障害児入所施設「ひばり」児童心理治療施設「ぎんが」の3つを一体的に運営する複合施設です。

施設の前身は、児童養護施設・乳児院「中里学園(昭和21年開設)」と障害児入所施設「ひばりが丘学園(昭和24年)」で、知的発達の障害や家庭・家族の問題、医療・心理的ケアなど様々な課題を抱える子どもに対し、より専門的で総合的な支援を行うことを目的に、従来機能を統合・強化して2017年4月に開設されました。施設名の「きらり」は、「子どもたち一人ひとりがきらきらと輝き、個性豊かに成長できるよう、寄り添い支援する」ことがその所以となっています。

組織体制は、子ども第一課(乳児院)、子ども第二課(障害児施設)、子ども第三課(児童心理治療施設)のほか、心理職やソーシャルワーカー等の専門職が各課をバックアップする自立支援課、子どもの診療を行う医務課、管理課の6部門で構成されています。また、児童心理治療施設の子どもの通学先として、平塚市立金目小・中学校五領ヶ台分校も併設されています。分校の体育館は、地域のスポーツサークル等に貸し出しを行うとともに、災害時の一時避難場所としても機能しています。

県下の福祉行政の一翼を担う県立施設として、医療的ケア児や強度行動障害のほか、新型コロナウイルス感染症により保護が必要な事例など、一般施設では対応困難なケースであっても、高度な専門性と長年の蓄積ノウハウを活かし、積極的な受け入れを行っています。

児童心理治療施設「ぎんが」では、心理・環境的要因により、家庭や学校等の社会生活に不応を示す子どもたちを対象に、児童相談所の措置決定に基づき、入所による支援を行っています。建物は3階建てで、各階に2つずつユニットを設置し、1階「ムーン」は幼児から小学校の低学年の男児、2階「アース」は小学3年～中学生までの男児、3階「ポラリス」は小中学生の女児が生活しています。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2022/7/29
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2023/3/3
受審回数	2回
前回の受審時期	令和 年度

## ⑦総評

### 【特長】

#### ◆「Charge&Challenge」をテーマに、子どもの健やかな成長・発達に寄り添う治療・支援を行っています

「ぎんが」では、施設の総合環境療法として、「Charge&Challenge」を職員間共通のテーマに掲げ、子どもが「心のエネルギーをチャージ(充電)」し、「現実に向き合い自分の課題にチャレンジ(挑戦)」していくことができるよう支援しています。

「子どものいるところに大人あり(No Staff, No Child)」の考え方のもと、日常場面を通じて常に子どもを見守り、寄り添う関わりに努めています。子ども全員を対象に担当職員と担当の心理職員を配置し、週一回の心理面接を実施するとともに、児童精神科医による診療や各種療法士によるセラピー等の心理治療も実施して、子どもの心を癒し、自己回復力を高める支援を行っています。

施設独自の「生活支援ガイドライン」を策定・活用し、職員間の理解浸透と認識の共有化、対応の一貫化を図るとともに、生活場面を通じて子どもの特長を見出し、個性を伸ばす支援を実践しています。

また、子ども同士の話し合いの場を随時設定し、生活ルールや施設行事等に子どもの意見・要望が充分反映されるようサポートするなど、子どもの自尊心や主体性を高める関わりとともに、集団活動を通じて、一人ひとりがかけがえのない存在であること、お互いを尊重し合う協調性の大切さなどについても繰り返し説明し、自律心や責任感を育む関わりも行っています。

#### ◆センター全体が一丸となって、子どもの権利擁護の推進に取り組んでいます

センターでは、「子どもを権利の主体者と捉え、その権利を擁護する」ことを基本理念に掲げ、子どもの権利擁護を推進するとともに、子どもが各々の権利を正しく理解し、自尊心や自己肯定感を高めることで、社会生活に順応し自立(自律)できるよう支援を行っています。

センターとして「人権擁護委員会」を設置し、子どもの権利擁護を組織的に検討する体制を整備するとともに、年間運営計画の重点目標の一つに「人権意識と支援スキルの向上」を掲げ、人権研修の実施や第三者委員の積極的な活用、オンブズパーソンの導入、実習生に対する「子どもへの対応に関する聴き取り調査」の実施など、権利擁護の浸透・定着に向けた多層的な取り組みを推進しています。職員に対しては、施設独自の倫理綱領を策定し、意識付けと実践を促すとともに、全職員を対象に毎月定例で「日常点検チェック」を実施して、権利侵害防止のための振り返りを行う機会を設けています。

子ども全員に対し、入所のしおりをはじめ施設独自に作成した「えがおのやくそく」や「いけんばこについて」等の冊

子を配布し、各々の尊厳や権利が守られること、意見を自由に表明できることなどを丁寧に説明しています。年に一度「人権集会」を開催し、職員と子どもと一緒に人権や権利擁護について話し合うほか、子どもから直接不適切な対応がないか聴き取り調査を行う「安全ヒアリング」の取り組みなど、子ども・職員が一体となり、権利擁護の意識浸透・実践に尽力しています。

#### **◆より多面的で客観的な視点を反映した、自立支援計画を策定する仕組みを構築しています**

「ぎんが」では、子どもの状態に合わせて自立支援計画を策定し、各々の発達段階に応じた心理的ケアや生活課題の改善等に向けた支援を行っています。計画の策定にあたっては、児童指導員や担当の心理職員をはじめ、児童精神科医や各種療法士、看護師・栄養士等の専門的な意見を反映し、子どもの個別性の尊重とともに、特長を伸ばすための支援に配慮するほか、管轄の児童相談所や学校、保護者の意見等も踏まえて支援方針を決定しています。

また、子ども全員の自立支援計画を対象に、所長・部長をはじめ、教育担当部長、各課の管理職が一堂に会する支援計画の策定会議を開催し、支援計画の内容をより客観的・多面的な視点から、組織全体で検討する仕組みを構築しています。策定会議では、担当者が支援計画の内容をプレゼンテーションし、計画策定の根拠や想定される効果等を説明するほか、医療・心理面や心身の成長発達、権利擁護、家庭支援など参加者それぞれの専門的視点から意見交換を行っています。

策定会議の取り組みを通じて、3施設それぞれの特長や各々に所属する職員の豊富な経験等を活かし、自立支援計画の内容充実化を図るとともに、協議を通じて職員同士の資質向上につながるなど、様々な相乗効果を生んでいます。

#### **【今後期待される点】**

##### **◆センター理念の実践と、子ども一人ひとりの地域生活移行に向けた、さらなる取り組みが期待されます**

「ぎんが」では、「総合環境療法(施設全体が治療の場で、施設内で行う全ての活動が治療となる)」の立場から、様々な支援を通じて子どもの健全な成長・発達を促す関わりに努めるほか、地域生活への移行に備え、地元 NPO 団体との交流を通じた農作物の収穫体験や公民館の学習支援、地域の清掃活動への参加など、幅広い社会体験の機会を確保し、子どもが豊かな人間性を育み、成長していくための支援に尽力しています。一方で、心理治療を要する子どもの行動特性やコロナ禍に伴う外部交流の制限など、子どもの治療と安全を優先するために、目的をもって外出する場合を除いて、ほぼ施設内で生活が完結するように治療的環境を組み立てています。また、子どもが自ら考え、行動できるよう、より主体性を高めるための取り組みや、アフターケアを含む保護者・家族等に対する支援体制の構築は今後の課題となっています。

センターの基本理念「子どもを権利の主体者と捉え、その権利を擁護する」との視点に立ち、子どもの自立(自律)と地域生活への移行に向けた、さらなる取り組みが期待されます。

##### **◆子どもの成長・発達と自立をサポートする専門施設として、さらなる性教育の内容充実化が期待されます**

施設では、様々な事情から入所に至った子どもに対し、センター内外の専門職が緊密に連携して「こころ」と「からだ」を癒すとともに、各々の課題に向き合いながら自立していくことができるよう、多様な支援を行っています。思春期の子どもが多く在籍し、性的問題行動や虐待体験など、より配慮を要する子どもに対し、個別の状況に応じた性教育を実施するほか、2021年度からは性教育プロジェクトを始動し、生理前の女子児童を対象に性教育を行っています。今後は、性に関する基本姿勢や支援方針を明確化するとともに、子ども一人ひとりが自尊心や自己肯定感を高め、自他ともに大切にできる思いを育むことができるよう、さらなる性教育の内容充実化に向けた継

続的な取り組みの推進に期待します。

**◆「子どもの自立を一体的に支援する複合施設」として、センター内のさらなる連携推進と機能の共有化を図る取り組みが期待されます**

センターは、全国的にも希少な、乳児院と福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設の 3 つを一体的に運営する複合施設として、「障害や年齢に応じた専門的で切れ目のない支援」の実践を目指した、様々な取り組みを行っています。また、神奈川県の子童福祉推進の一端をなす公立施設として、関係機関との連携及び地域との交流推進、児童・障害児福祉の普及啓発と情報発信、防災機能の提供など、他施設の鏡鑑となる事業展開を進めています。

一方、各施設それぞれの子どもの特性の違いなどから、医療的対応や子どもの権利擁護、地域交流など、施設ごとの取り組み状況に相違が見られています。今後は、各施設間のさらなる連携強化と知識・技術等の共有化促進など、相乗効果を発揮して相互に機能を補完し、専門性向上を図る取り組みに期待します。

**⑧第三者評価結果に対する施設のコメント**

当センターは、乳児院と障害児入所施設、児童心理治療施設を併設し、一体的に運営する複合型の施設です。開所からの 5 年間、(1)温かい生活を提供し、子どもの「生きる力」と「つながる力」を育みます、(2)一人ひとりの子どもに寄り添い、最善の利益を優先した支援を行います、(3)施設の専門機能を生かして地域に貢献します、この3つを基本理念に施設を運営してまいりました。

第三者評価の受審は、これまでの取組みを振り返る貴重な機会となりました。ご指摘いただいた点については、しっかりと受け止め、今後の施設運営に活かしていきたいと考えております。

児童心理治療施設については、日々の支援において、ガイドラインに沿って子どもの自尊心や主体性を高める関わりとともに、集団活動を通じて、一人ひとりがかけがえのない存在であること、お互いを尊重し合う協調性の大切さなど、自律心や責任感を育む関わりが行われていると評価していただき、職員一同、励みになりました。

一方で、子どもが自ら考え、行動できるよう、より主体性を高めるための取り組みや、アフターケアを含む保護者・家族等に対する支援体制の構築について、さらなる向上が求められており、このご指摘を真摯に受け止め、取り組みをより一層進めてまいります。

共通評価基準（45項目） I 治療・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】 子ども自立生活支援センターの基本理念は、子どもの権利擁護や支援の特性等を踏まえ、目指す方向が明確で職員の行動規範となる内容となっています。理念及び基本方針は、年間運営計画書の冒頭に掲載して年度初めに全職員に説明し、新任職員や転入職員の研修でも説明を行っています。また、「年間運営計画のまとめ」を通じて、前年度の運営状況が理念・方針に沿ったものであったかを振り返り、毎年4月に文書にまとめています。理念や基本方針はホームページにも掲載しています。なお、パンフレットに記載したセンターの理念・方針は、より親しみやすい表現に配慮して記述していますが、理念・方針がやや不明確であることから、より明確な周知と理解浸透に向けた工夫が期待されます。そのほか、各フロアの職員執務室に理念・方針を掲示していますが、玄関ロビーや会議室等には掲示していないほか、子どもや保護者に対し理念・基本方針を説明する文書は用意していません。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 経営環境の変化、社会福祉事業の動向については県として「社会的養育推進計画」を策定し、その中で詳細な分析を行っています。「社会的養育推進計画」の策定には施設を含め、児童相談所など関係機関が情報を提供し、国の施策や人口動態などを踏まえて担当部署が分析し総合して策定しています。その中で、県内の児童心理治療施設の需要量は2029年度まで変化はないと分析、予測しています。三課として経営環境の変化等については、毎月児童相談所が開催している課長会議に出席して、児童相談所のニーズや取り巻く状況について把握しています。県立の施設であることから運営コストに関しては、必要予算を県に申請し、裁可された範囲で執行しています。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】 児童心理治療施設「子ども第3課・ぎんが」として、「安全安心なフロア運営」「個々の児童に応じたチームアプローチ」「児童の社会経験の拡大」を支援の基本に掲げています。開設当初から段階的に受け入れを推進し、設立5年目となる現在、暫定定員を上回る水準となっています。センター内に各種委員会を発足し、各課から委員を選出して協議を行うとともに、各課へ協議内容や検討結果を周知し共有する仕組みがあります。施設の経営課題として、早期治療に向けた幼児や関わりの難しい中学生年齢の子どもを受け入れを推進するとともに、退所に向けた家庭復帰や措置変更等の問題に取り組んでいます。また、勤務体制の改善や関係機関との一層の連携など、新たな取り組みにも着手しています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】 神奈川県社会的養育推進計画に施設の中長期計画を位置づけ、それに基づいて施設経営を行っています。社会的養育推進計画の内容は、施設の中長期的な運営課題を直接明示したものにはなっていません。なお、県の社会的養育推進計画の見直しは2026年に予定されていることから、県の長期計画と施設運営の橋渡しとなる中期的な計画や目標等が具体的に示されることが期待されます。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】 センター共通の事業計画として「年間運営計画」を策定し、冒頭に基本理念と基本方針を掲げ、次に今年度の重点課題である人権に配慮した支援の実践と、地域とともに歩む施設の実現を明記しています。また、施設ごとに各年度の具体的な取り組みの内容を記載して、計画的に推進しています。年間運営計画では、施設の現状分析に基づく課題を明示するとともに、フロアごとの運営目標と具体的な取り組みを列記し、実施状況の評価を行える内容構成としています。一方、県の長期計画である社会的養育推進計画の中にセンターの中長期計画を位置付けていますが、相互の連動性はやや不明確な状況となっています。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】 年間運営計画に掲げた課題とその実践内容は、年度の事業報告書として「年間運営計画のまとめ」を策定し、各課の目標に基づく取り組み状況と月別実績、次年度に向けた課題等を整理して明示しています。年間運営計画と年間運営計画のまとめは、各課の会議や各種委員会で総括し、毎年4月に策定しています。なお、センターとして様々な課題に応じた委員会を設置し、活動を行っていますが、各々の活動内容や成果についても、「年間運営計画」や「年間運営計画のまとめ」に明示することが期待されます。また、毎年職員が参加して「自己評価」を行っていますが、その中で抽出できた成果や課題についても触れることが期待されます。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】 センターの基本理念に「子どもを権利の主体者と捉え、その権利を擁護する」ことを明示するとともに、センター共通の重点目標として「子どもの意見を反映する機会の確保」を掲げています。一方で、年間運営計画の内容を子ども・保護者に説明・周知する取り組みは行っていません。センター理念及び重点目標を実践し、子どもや保護者等の意見を施設運営に適切に反映するために、年間運営計画等の主な内容を説明するとともに、意見や要望を聴取して事業運営に反映する仕組みの構築が望まれます。		

#### 4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 毎年自己評価を実施するとともに、3年に1回、福祉サービス第三者評価を受審しています。自己評価には福祉サービス第三者評価の評価項目を用い、リーダー層と一般職員でそれぞれ集計を行っています。また、項目ごとに「そう思う」「そう思わない」「分からない」の3つに分類して統計・分析を実施するほか、「特に良いと思う点」「特に改善したいと思う点」の2つを自由記述形式で募り、一覧表にまとめて明確化しています。自己評価及び第三者評価は、運営会議の下部組織として「クオリティーマネジメント委員会」を設置し、その中で結果を検討してセンター全体で改善に取り組んでいます。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】 前年度の自己評価は「子ども自立生活支援センター 自己評価実施結果報告」にまとめ、共有しています。結果については、前年度の自己評価や各課の結果を比較し、各課から寄せられた内容を集約・検討してセンター全体のコメントにまとめ、公表を行っています。第三者評価や自己評価の結果を受け、直ちに着手すべき事項については、運営会議や各委員会で検討し、改善に着手しています。一方、改善計画に基づく実施状況の評価や見直しの取り組みは今後の課題となっています。		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 所長の職務は「県職員の職の設置等に関する規則」に定められています。規則に従って施設事務を掌握し、所属職員を指揮監督しています。年間運営計画に「重点目標」と「取り組み」を示し、職務分担表を策定して、不在時の代行を含め、施設の全職員の事務内容等を示し、運営体制組織図で、所長以下の組織、会議・委員会の位置付けを明確にしています。今年度発行の機関紙「きらり通信」の巻頭で「全ての子どもが「きらり」とかがやけますように」と題し、自身の所信を表明しています。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 所長は県の職員サービス規程にある「サービスの原則」等に従って執務しています。また、関係する全国、県内の施設長会等が開催する各コンプライアンス研修に参加しています。毎月運営会議を招集して法令順守を含む施設全般について把握し、現状の課題と県立施設として求められている使命を伝えていきます。毎月「所長通信」を全職員にメール発信して、日頃感じていることや、幅広く培った知見を披露するなどしており、法令遵守について何を考え、想い、目指しているのか一般職にも理解してもらうことを目指しています。「所長通信」には職員からの返信や相談などが寄せられており、相互の意思疎通に努めています。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 所長は日々業務日誌に目を通し、朝の打ち合わせや支援検討会議等で、養育・支援の現状を把握して助言しています。自立支援計画策定会議に参加するなど、困難事例や対外関係などの助言や助力を行い、フロアリーダー以上の職員が毎月開く、支援検討会議や臨時支援検討会議にも参加して、客観的視点、新たな取組み、困難事例などの情報共有を促し、その結果は各フロアの職員に伝えられています。基本方針に児童心理治療施設と障害児入所施設、乳児院の3施設の特色を生かす一体的運営などを掲げており、部門間の情報の共有化に努めています。副所長、部長が行っている職員面接で把握した全職員の意見や実態を可能な限り運営に反映させています。「きらり研修計画」を策定し職員の人権意識とスキルの向上を推進しています。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 所長は、「年間運営計画」に各年度の重点目標とその具体的な取り組みを掲載し、職員会議等で説明、周知するほか、年度末に重点目標に沿って実施結果の振り返りを行い、次年度に向けた課題を「年間運営計画のまとめに総括して職員に説明し、組織全体で認識の共有化に努めています。管理職と職員とで対話シートを用い、年2回面談を実施するほか、目標管理面接を通じて職員評価を行い、専門職としての学びの方向性や生活の状況を把握して、個別に助言・指導を実施しています。所長は、面接結果などからセンター全体の業務上の課題を導き出し、改善に向けた取り組みを進めています。入所定員を調整し、就学前の幼児から中学生年齢まで幅広い受け入れ調整を行うなど、業務実効性に指導力を発揮しています。		

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 神奈川県福祉関係職員の人材育成について「保健福祉エキスパートナビ」を策定し、その目的を県民サービスの向上に向けたプロフェッショナル集団として組織力の向上を進めることとしています。職員が毎年人事異動で大幅に入れ代わるため、経験年数が偏るなどの課題があり、県内の民間の児童心理治療施設とともに事例検討会を開くなどして、経験値や専門スキルの不足を補っています。一方で、人事異動により多様な経験と能力の持ち主が転入してきており、幅広い視野からの支援に寄与しているとも言えます。さらに関係機関に転出した職員は施設の理解者となり協力、連携を深めることに寄与しています。異動による強みの側面に着目した運営を目指しています。必要な人材は県総務室に要請し、非常勤職員には採用裁量権を持ち、民間の施設に比べて手厚い職員配置が実現できています。「保健福祉エキスパートナビ」には「子ども自立生活支援センターに関わる福祉職を中心とした人材育成については、引き続き検討していく」との記載があります。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】 保健福祉エキスパートナビに県の「期待する職員像」を示しています。「高い専門性と使命感を持つ『プロフェッショナル』職員」「自ら主体的に課題を発見し解決に向けて行動するチャレンジ精神にあふれた職員」を明示しています。また、施設では「豊かな人間性と専門性を持ち、常に支援の質の向上を目指す職種を超えた連携のできる人材」を掲げています。また、第三課児童心理治療施設は独自に「Charge&Challenge」を職員と利用者共通のコンセプトとして掲げています。県として福祉人材の育成を、経験年数などから3期に分けています。すなわち人事異動により幅広い視野と経験を積む時期、エキスパートとして専門を深める時期、管理職への養成期へとステップアップする仕組みです。県の人事評価基準に基づいて人事考課を行っており、上長との面談などで評価し、本人に開示します。また、施設では職員一人ひとりが「対話シート」を作成し年2回、副所長や部長と面談を行い、自らの学びの方向を明らかにして研修等の支援を受けています。所長は、人事考課や対話シートの面接結果などから業務上の課題を導き出して改善に努めています。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】 労務管理に関する責任は統括責任者である所長が担っています。所長は副所長、部長による職員面接や課長による人事評価の面接等の報告を分析評価して職員の就労・生活状況を把握し、業務遂行上の課題に対応し、各種会議等を通じて就業状況を随時把握し、働きやすい職場作りに取り組んでいます。職員の心身の健康管理や福利厚生制度、休暇制度等は県の規定に従っています。今年度の重点目標に「公正・透明な職場づくりの推進」を掲げて「センター全体の機能や方向性について職員一人ひとりが理解を深めるとともに、各セクションが抱える課題等を把握し、ともに解決に向けて取り組んでゆくとため、フロア及び施設間交流の充実・強化を図ります」として、委員会や研修などで部門間の垣根を越えた交流を進めています。また衛生委員会を毎月開催し、労働災害の原因及び再発防止や健康の保持増進に取り組んでいます。		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】 県の「期待する職員像」は保健福祉エキスパートナビに示されている「高い専門性と使命感を持つ『プロフェッショナル』職員」「自ら主体的に課題を発見し解決に向けて行動するチャレンジ精神にあふれた職員」です。また、施設の期待する職員像は「豊かな人間性と専門性を持ち、常に支援の質の向上を目指す職種を超えた連携のできる人材」ですが職員間で定着、深めていくことが課題です。施設には幅広い専門分野の職員が配置されていますが、それぞれの専門職としての役割、求められる人材、連携・調整力は保健福祉エキスパートナビに示されています。人事評価のために課長が職員と上半期、下半期に各1回面接を行い、職員が設定した目標を確認し、助言をしており、年2回、副所長や部長と面談を行い、現状の課題や将来について話し合いをしています。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】 研修委員会が中心となり、子ども支援の専門機関として機能するために、職員研修、公開専門研修などを行っています。職員研修は基礎研修、専門分野研修、公開研修、さらに年1回、各施設と自立支援課、医務課を含めた職員が参加する実践事例発表会を行っています。コロナ禍の対策で公開研修を一部中止して園内研修に振り替えてオンライン・アクセスにより開催するなど対応の工夫が見られました。また外部への派遣研修も中止またはオンライン研修が増えるなど厳しい結果となっています。毎年度、年間運営計画に研修計画を明示し、年間運営計画のまとめには実施結果と成果、課題を記載しています。第三課児童心理治療施設施設では「期待する職員像」に向けて体系的に組み立てたものに至っていないと考えており、独自の研修を加える必要があるとしています。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
【コメント】 人事考課面接等を通じて、専門資格の取得や研修派遣、他施設との交流など、職員が設定した目標達成に向けた助言・指導を行っています。現状は新型コロナウイルスや予算の関係もあり、外部研修は十分に派遣できていませんが、オンライン研修を取り入れるなど、より多くの職員が受講する機会を確保し、職員個々の意識やスキル向上に努めています。支援の実践の場が人材育成の場となることを踏まえ、自立支援計画のプレゼンテーションや精神神経科医を交えたケースカンファレンスに参加するとともに、「生活支援ガイドライン」に基づいた職員研修を行っています。「Charge&Challenge」のコンセプトのもと、職員のスキル向上に向けた研修機会の確保に努めていますが、他の児童心理治療施設との交流研修や全国児童心理治療施設協議会の研修等を含め、より体系的で計画的な育成システムの構築が必要と捉えています。		
(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】 「子ども自立生活支援センター実習生受け入れ要領」に基づき、保育福祉分野の実習を受け入れ、次代の福祉人材の育成に努めています。新型コロナウイルス感染症により、実習受け入れを中止していたこともありましたが、依頼元の教育機関等と連携し、施設内感染の防止に十分配慮しつつ慎重に受け入れを進めています。2021年度はセンター全体で7校から10名・119日の受け入れ実績となっています。		

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
【コメント】 県のホームページにセンターの紹介ページを設け、基本理念や方針、相談の仕方、アクセス方法等のほか、公開専門研修の開催案内を掲載しています。また、地域の福祉向上のための施設の取り組み状況は、年1回発行の機関紙「きらり通信」に掲載するなどして周知に努めています。一方、各施設の機能や年度事業計画及び事業報告、予算・決算等の情報は公開していないほか、苦情・相談の体制や内容についても公表していません。今後は、独自にホームページを立ち上げる等の発信力の強化とともに、3施設の専門機能をはじめ、センター全体で推進する地域交流や災害対策等の取り組みを掲載するなど、積極的な情報発信の取り組みが期待されます。さらに、地域向けの案内文書等にセンター理念や基本方針、事業内容、ビジョン等を明示してセンターの存在意義を広く周知するなど、センターが有する機能を分かりやすく伝えるための工夫が望まれます。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 センター内の事務、経理、取引等に関するルールは県の規程に従って遂行しています。また、職務分掌と権限・責任についても県の規程に準じながら所長の策定した事務分担表で具体的に示されており、職員等に周知しています。県の施設として毎年、内部監査、外部監査を受けており公正かつ透明性の高い組織となっています。監査の指摘事項については、着実に経営改善を行っています。		

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>基本方針に「地域に根ざした施設づくり」を掲げ、自立支援課が中心となって「きらり☆地域～まち～とつながるプロジェクト」を立ち上げ地域との関係づくりに力を入れています。地域住民によるNPO法人「金目エコミュージアム」と連携し、柿もぎや芋ほり、焼き芋などで交流しています。子どもたちは地域の幼稚園の園庭開放や地域ボランティアによる学習支援「金目寺小屋」などに参加しています。月に1回訪れる「出張駄菓子屋」は子どもたちの楽しみになっています。コロナ禍以前にはセンターの祭りに地域住民を招待していました。外出行事や担当職員との個別外出、地域への買い物や通院、通塾、理容など、個々のニーズに応じて地域資源を利用しています。施設内の分校に通っていて子どもの生活が施設内で完結していることもあり、さらなる地域との交流が必要と考えています。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>「きらり☆地域～まち～とつながるプロジェクト」にボランティア受け入れの基本姿勢を明記しています。マニュアル「ボランティアに関する要綱」を作成し、自立支援課が窓口となり、衣服の補修、学習、理容などのボランティアを受け入れています。登録時には施設の役割や活動にあたっての配慮事項などを説明し同意書を得ています。年1回ボランティア懇談会を開催して意見交換しています。学校教育への協力としては、高校生のインターンシップを受け入れています。受け入れの基本姿勢を記載した文書を作成していないので、作成していくことが期待されます。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>関係機関連絡先一覧があり、職員間で共有しています。児童福祉施設協議会、児童心理施設協議会、児童相談所課長会議・所長会議等の各種会議に職員が出席し、連携しています。子どもたちは、神奈川県児童福祉施設協議会による水泳大会、マラソン大会等に参加したり、作品展に出品したりしています。職員は、神奈川県内の三つの児童心理治療施設による事例検討会や交流研修に参加しています。ケースに応じて、退所の際に児童相談所や市町村が開催するカンファレンスや合同ミーティングに参加しています。自立支援課でも退所後必要となる地域の社会資源を調査し、地域で子どもを見守るネットワークづくりに取り組んでいます。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>県の児童福祉施設協議会、県心理治療施設協議会、児童相談所課長会議・所長会議などの各種会議や研修に参加し、地域の福祉ニーズや生活課題を把握しています。地域の2つの自治会に所属し、会合やお祭り、地域清掃などで交流する中で地域の情報を得ています。公開講座の参加者などからの相談に応じることはありませんが、地域住民に対する相談事業は行っていません。</p>	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>施設がある地域の課題解決に向けて一緒に取り組むことはしていませんが、県所管全体の課題やニーズに対応し、他施設では受け入れが難しい緊急なケースを受け入れるなどしています。子どもたちと職員は、平塚市の「まちぐるみ大清掃」に参加しています。地域の団体に向けてグラウンド、体育館などの貸し出しをしています。学校の先生や地域の支援者などを対象に公開研修を実施し、施設で実施している専門的な支援に関する情報を発信しています。コロナ禍のため、オンラインでの研修を企画するなど工夫しています。また、関係機関が実施する研修への講師派遣もしています。非常時には、地域住民の緊急時避難場所として体育館を提供する協定を平塚市と交わっていて受け入れ実績もあります。</p>	

### Ⅲ 適切な治療・支援の実施

#### 1 子ども本位の治療・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>基本理念に「子どもを権利の主体者と捉え、その権利を擁護すること」と明記しています。施設としての倫理綱領があり、職員に周知しています。毎年、人権擁護委員会による人権擁護についての研修を実施しています。職員は毎月「日常点検チェックリスト」を用いて支援の振り返りをし、結果を各施設で集計し、センター全体の管理職による運営会議で検討しています。職員間で話し合っただけで子どもを尊重した支援のあり方を「生活支援ガイドライン」にまとめ、内部研修で取り上げ、職員が日々意識して支援にあたるようにしています。</p>	

② 29 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>倫理綱領にプライバシー保護の姿勢が明記されています。「生活支援ガイドライン」にも具体的な支援の場をあげて、子どものプライバシー保護について記載されています。フロアは男女別になっていて、居室は個室で、職員はノックや声掛けをしてから入室し、子どもを注意する時には居室を用いるなどの配慮をしています。入浴はローテーション表により一人ずつ入浴し、幼児や小学校低学年などで介助が必要な場合には、同性の職員が対応しています。子どもに対しては、「えがおのやくそく」を用いて、人権の尊重やプライバシーの保護について伝えています。</p>	
(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>【コメント】</p> <p>説明資料として、施設の特性や治療・支援の方針、約束事などを記載した「入所のしおり」を用意しています。低学年用と小中学生用の2種類を用意し、子どもの年齢や理解度に合わせて使い分けています。入所前には、子どもと保護者に必ず見学をもらい、「入所のしおり」を用いて分かりやすく説明しています。ただし、保護者用の説明資料は作成していないので、保護者が安心して子どもを預けられるよう、施設の理念や方針、支援内容、緊急時の対応、苦情受付体制など、保護者の視点に立った説明資料を作成していくことが期待されます。</p>	
② 31 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>【コメント】</p> <p>入所時には、「入所のしおり」と「ようこそさらにへ」を用いて支援の方針や支援内容などについて丁寧に説明し、同意を得ています。保護者からは「適切な医療行為を受けるにあたっての同意書」「予防接種に関する同意書」も得ています。支援の過程においては、子どもの特性に合わせて図を用いるなど、その場その場に応じた分かりやすい説明を児童相談所と相談しながら行っています。保護者対応は主に児童相談所が行っていますが、児童相談所、施設、関係機関、保護者、本人等が参加する合同ミーティングなどの場で、支援の経過や見通しを説明しています。</p>	
③ 32 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>他の施設や地域・家庭への移行にあたって、保護者、児童相談所等が参加する合同ミーティングなどで支援内容、生活面での目標等について話し合い、継続性に配慮した対応ができるようにしています。合同ミーティングの内容は書面にまとめ、保護者と共有しています。退所の際には、子どもの状況に応じてアフターケア計画を作成し、家庭訪問や地域の医師や移行先の学校への引き継ぎなどを児童相談所と連携して実施しています。退所の際には保護者と本人の意向を確認し、困った時にはいつでも相談の旨を伝え、連絡先を書いた書面を渡しています。</p>	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員は、日々の子どもとの関わりの中で、子どもの言葉や反応などを観察し、子どもの満足度を把握しています。担当職員や心理職との個別の時間を毎月設定し、子どもの困っていることや思いを聞き取り、安心・安全に生活できているかを確認しています。子どもの満足度を把握することを目的とした子ども会等は行っていませんが、フロアごとに職員の働きかけのもと、子ども同士で生活をする上でのルールや行事、外出などについて話し合っています。把握した意見や要望はフロアで話し合い、対応しています。</p>	
(4) 子どもが意見を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>【コメント】</p> <p>苦情解決責任者は所長、苦情受付担当者は管理課長と自立支援課長で、第三者委員2名を定めています。苦情解決の仕組みを玄関に掲示しています。子ども向けの文書を作成して配布していますが、保護者に対しては口頭での説明のみで文書を配布することはしていませんので、今後は配布していくことが期待されます。担当職員との個別の面談を毎月行い、子どもの意見や要望を聞き取っています。把握した意見や要望は記録し、職員間で検討し、質の向上に生かしています。個別の問題については個別に、全体に関わることについてはフロアの子どもの全員に説明していますが、公表するまでには至っていません。</p>	

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>【コメント】</p> <p>第三者委員2名を定め玄関に写真と氏名を掲示し、紹介しています。子どもに対しては、「意見や考えを伝える権利があること」を説明し、担当職員やフロアリーダー、オンブスパーソン、意見箱など複数の窓口があることを説明しています。意見箱を各フロア入り口に設置し、フロア職員でなく自立支援課長が回収し、回収後には回収した日付を掲示するなど工夫しています。また、オンブスパーソンが年6回訪問し、希望する子どもと面談し、希望や気持ちを聞き取っています。相談室が複数あり、落ち着いて相談できるようにしています。</p>	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>苦情解決要綱を整備し、定期的に見直しています。入所のしおりや「えがおのやくそく」に困った時にはいつでも相談してもよいことを記載しています。職員は、日々の関わりの中で、子どもとコミュニケーションを取り、子どもの相談に応じています。アンケートとして個別の聞き取りを定期的実施するとともに、各フロアに意見箱を設置しています。特に要望が多い食事面については給食室前に別途リクエスト用のポストを設置するなど、意見を出しやすい工夫をしています。子どもから相談を受けた職員は、記録し、フロア会議等で対応について話し合っています。</p>	
(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>事故及びヒヤリハット発生時の把握と対応、事故再発防止に向けた取り組みについて記載した「事故・ヒヤリハット対応要領」があり、定期的に見直しています。リスクマネジメントの責任者は所長です。事故やヒヤリハットは報告書に記録し、各フロアリーダーによる毎月のリスク検討委員会で集計・分析し、具体的な事例検討や要因分析をして再発防止策を検討し、全職員に周知しています。事故報告書、ヒヤリハット報告書はパソコン上に保管されていて、職員間で共有しています。また、研修委員会による救命救急法などの研修も実施しています。</p>	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>感染症対策の責任者は所長で、医務課が中心となり、取り組んでいます。感染症対応マニュアルを整備し、各フロアに置き、職員に周知しています。マニュアルは、ガイドラインの改正時など必要に応じて見直しています。コロナウイルス感染症については、県の方針に沿って危機対策会議で対応を検討・決定し、職員に周知しました。職員に対しては、医務課による手洗い指導、感染症予防などの研修を実施しています。感染症が発症した場合にはマニュアルに沿って適切に対応しています。</p>	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
<p>【コメント】</p> <p>災害時の対応や消防計画、非常食の取り扱いなどが記載された防災マニュアルを整備し、職員に周知しています。事業継続計画(BCP)も作成しています。緊急時に備え、緊急参集者名簿や緊急連絡系統図を整備しています。子どもたちは施設内の分枝に通学しているため、災害時には学校と連携する体制ができています。毎月、様々な状況を想定した避難・消火訓練をしていて、夜間想定訓練も実施しています。非常食と備品の備蓄リストを作成し、管理課と管理栄養士が管理しています。防犯訓練や所在不明等を想定した緊急時対応訓練も行っています。</p>	

## 2 治療・支援の質の確保

(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「生活支援ガイドライン」に支援の基本姿勢や場面に応じた支援のあり方を記載し、それに基づいて支援しています。ガイドラインは子どもの人権尊重やプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されています。毎年の研修で、ガイドラインの確認をし、周知徹底しています。具体的な業務については、各フロアごとに話し合い、手順書やフロア日課、配慮事項などを作成し、職員間で共有しています。職員は、毎月のフロア会議等で具体的な事例をあげて話し合い、支援のあり方を確認しています。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>治療・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法は定めていませんが、毎年の研修で「生活支援ガイドライン」の確認をして意見交換し、見直しをしています。年度末には、フロアで話し合い、手順書やフロア日課、配慮事項などを見直しています。また、ヒヤリハットや不適切な事例があった時にはその都度話し合っで見直しをし、掲示して周知しています。日課や配慮事項などの見直しには、自立支援計画の内容が反映されています。子どもから意見が上がった時には、会議等で話し合い検討しています。</p>	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 自立支援計画策定の責任者は課長です。入所後3か月を目安に児童相談所からの情報や入所後の生活の様子などを基に、担当職員、心理職、分校教諭、医師などがチームとなってアセスメントをして話し合い、計画案を担当が作成しています。それを基に担当職員が所長や各課長、医師、児童相談所などが参加する策定会議でプレゼンテーションをし、自立支援計画を策定しています。多職種でチームアプローチをすることで、多面的に子どもを見ることができ、専門性のある支援が実施できるようにしています。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 年に2回、生活担当職員、心理職、分校、医師、児童相談所などが参加してモニタリングをしています。1年後には、多職種でチームアプローチをして計画の評価・作成をし、所長も参加する策定会議で担当が進捗状況をプレゼンテーションしています。計画の作成にあたっては、保護者・本人、児童相談所が参加する合同ミーティングで過去の振り返りをし、支援の目標と外泊や面会などの支援の見通しを共有しています。子どもや保護者の状況に変化があった時には、その都度カンファレンスを実施し、計画を見直しています。		
(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【コメント】 支援の実施状況は自立支援計画、行動記録、フロア日誌などに記録し、職員間で共有しています。現在ペーパーレス化を進めていて、自立支援計画や行動記録は施設のサーバー上で共有しています。会議録はセンターのサーバーで確認することができます。子どもの情報は、日々の申し送りや月1回の課会議、フロア会議などで共有しています。記録要領などは作成していませんが、課長が記録のチェックをして表現などが適切でない場合にはその都度指導をしています。職員によって差があり、さらなる取り組みが必要とらえています。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】 個人情報の保管、情報の提供、開示、不適正な利用や漏洩時の対応などについて定めた県の個人情報保護条例があります。記録管理の責任者は所長で管理課長が文書取扱主任となっています。職員に対しては入職時に周知するとともに、折に触れて会議等で取り上げ、注意喚起しています。個人情報に関わる書類は施錠できる棚に保管し、パソコンはアクセス制限がかけられています。子どもには「えがおのやくそく」に記載し、その都度説明しています。保護者には入所時に説明し、「肖像権・著作権に関する意向確認書」で項目ごとに確認しています。		

内容評価基準（20項目）

A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
<p>① A1 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。</p> <p>【コメント】 施設の総合環境療法として、「Charge&amp;Challenge」をテーマに掲げ、子どもが「心のエネルギーをチャージ（充電）」し、「現実に向き合い自分の課題にチャレンジ」することを大人が支え、寄り添う関わりを行うことを職員間の共通認識としています。子どもの状態に合わせて自立支援計画を策定し、各々の発達段階に応じた心理的ケアや生活課題の改善等に向けた支援を行っています。計画策定にあたっては、施設内の児童指導員や心理職、児童精神科医、理学・作業療法士、栄養士等の意見のほか、管轄の児童相談所や学校、保護者の意見等も踏まえて治療・支援方針を決定しています。子ども全員に担当の心理職を配置し、各種セラピーを行うほか、児童精神科医による診療も定期的に実施して、心理的ケアと健全な成長・発達を支援しています。外部の医療機関に通院するケースをはじめ、入院治療を要する場合は随時先方の医療機関と連携し、円滑に治療を受けることが出来るよう努めています。</p>	a
<p>② A2 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。</p> <p>【コメント】 日常場面を通じて子どもの話を傾聴するほか、週1回必ず担当の心理職員が個別面談を実施し、生活に寄り添う支援の実践に努めています。いつでも自分の意見を伝えてよいことを説明し、内容に関わらず自身の思いを打ち明けてくれたことに感謝し受容する対応を全職員の共通認識として、子どもの意見を尊重する関わりを行っています。成功体験だけでなくつまづきや失敗体験にも寄り添い、子どもが自己肯定感を高めることが出来るよう配慮しています。毎日の日課は、入所前の生活状況や子どもの年齢・発達段階等に配慮し、更衣や食事、通学、入浴など一日の見通しが立つ全体的に緩やかなスケジュール設定を行っています。余暇活動では散歩や虫捕り、アロマセラピー、お茶会、お菓子作りなど、個別・集団それぞれに子どもが楽しみながら様々な生活体験が出来る機会を設定するほか、きらり祭などの施設行事や児童福祉関係施設団体主催のスポーツイベントへの参加等を通じて、子ども同士が協力し合い、社会性・協調性を習得出来るよう支援しています。</p>	a
<p>③ A3 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。</p> <p>【コメント】 子どもの年齢や発達段階、経験等に応じて、個別に様々な社会体験の機会を設定し、子どもの自立や地域生活の実現に向けた支援を行っています。外出時は職員が必ず個別に付き添いを実施し、地域のスーパー・ショッピングモール等への買い物や、市役所・図書館など公共施設の利用のほか、スポーツ観戦、釣りなど趣味の活動にも同伴しています。また、外出に併せて公共交通機関の利用の仕方を説明したり、金融機関のATM操作の方法を教えるなど、子どもが社会経験を積み、生活スキルを高めることが出来るよう支援しています。小遣いの金額や支給頻度など、お金の管理方法を子どもの学齢や希望に基づいて個別に設定し、使い道の相談や小遣い帳の活用、貯金など、子どもの主体性を尊重しながら適切にお金を使えるよう支援しています。なお、入所児の大半がスマートフォンやインターネットへの依存傾向が強く、入所中は通信機器を控えることを支援方針としていることから、インターネットやSNS等に関する知識習得のための説明機会は設定していません。</p>	b
<p>④ A4 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。</p> <p>【コメント】 「生活支援ガイドライン」を策定し、心理治療に必要な視点や具体的な支援内容を明確化して全職員に周知し、対応の統一化に努めています。子どもに対し、自分や他人の存在や物を大切にすること、暴力・暴言や物を壊す行為は絶対に許容されないことなどを説明し、各々が理解・行動出来るよう支援しています。また、危険性が高い場合はやむを得ず行動制限を行う場合があることも説明しています。子どもの状況は、児童相談所や医療機関等からの情報提供に加え、施設でも独自にアセスメントを行い、より詳しい状況を把握して職員間で共有し、実際の支援に反映しています。自傷他害等の問題行動には、当事者及び周囲の子どもの心理面や安全性に配慮した対応をルール化し、クールダウンスペースに誘導するなど、一貫した対応を行っています。やむを得ず行動制限が必要な場合は、身体拘束適正化検討委員会を招集して実施可否を協議し、適正かつ必要最小限の対応となるよう配慮しています。2021年度に「身体拘束Q&amp;A事例集」の作成を通じて身体拘束取扱要領の見直しを行い、今後さらなる適正な運用を目指すこととしています。</p>	b
(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成	
<p>① A5 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。</p> <p>【コメント】 「Charge&amp;Challenge」をテーマに、子どもが心のエネルギーをチャージ（充電）し、自身の課題にチャレンジするプロセスを支援して、子どもの自尊心や自己肯定感を高める支援を行っています。日常会話や面談等で個別に生活のあり方を話し合うとともに、フロアごとに子ども会議を開催し、生活日課やルールを子ども同士で話し合う機会を設けています。「きらり祭」など施設行事の開催時は、子どもの意見・要望に基づき、歌やダンスなどステージ発表の内容を決定し、子どもが主体的に考え、行動できるように配慮しています。また、駅伝や水泳など関係団体が主催するスポーツ競技大会に参加する子どもには、最後まであきらめずにやり抜くことの大切さや、チームの一員としてかけがえのない存在であることなどを繰り返し説明し、子どもの自律性や責任感を育む関わりも行っています。一方、子ども会の設置や、子どもが企画・運営に携わる行事の開催等は今後の課題となっています。</p>	b

② A6 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>生活支援ガイドラインに「子どもがそれまでの生活をリセットし、安心感の中で健全に成長・発達できる生活環境を提供すること」を目的として明示し、施設独自のルール・マナーを設定しています。自分や他人、物を大切に、暴力・暴言や器物破壊は許容されないこと、子どもだけの外出はせず、必ず職員と一緒に外出することを特に大切なルールとして子どもたちに説明するとともに、共感や支持的な関わりを通じて子ども一人ひとりが社会性や協調性を獲得し、自立した社会生活を実現できるよう努めています。</p> <p>こども会議など、生活日課や共有物の使用ルールを子ども同士で話し合う機会を随時設定するほか、食事等の日常場面や、外出時の買い物・公共施設の利用マナーも教示しています。職員には、生活支援ガイドラインにルール・マナーの必要性の根拠や具体例等を掲載し、効果的かつ説得力のある説明が可能となるよう工夫しています。また、職員の言動や態度が子どもの見</p>	
(3) 子どもの権利擁護・支援	
① A7 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>センターの基本理念・方針に子どもの権利擁護を明示するとともに、職員の倫理綱領を策定して個々の権利尊重と虐待防止を明文化し、職員に周知しています。施設内に人権擁護委員会を設置し、施設全体及び個別ケースの権利擁護に関する協議を行っています。「子どもの安全と安心を守る養育ブック」をマニュアルとして活用し、職員の意識向上と実践を促すほか、全職員を対象に、毎月定例で「安全ヒアリング」と「日常点検チェック」を実施して、権利侵害がないか確認・振り返りを行う機会を設けています。</p> <p>年間運営計画の重点目標の一つに「人権意識と支援スキルの向上」を掲げ、人権研修の実施及び第三者委員の積極的な活用、身体的拘束・フロア錠ゼロへの挑戦など、各々の課題改善に取り組んでいます。</p> <p>特定の宗教の勧誘等の迷惑行為がある場合を除き、子ども・保護者の思想及び信教の自由を保障しています。また、子どもの状況に応じて職員間で情報共有し、未成年後見制度や児童福祉法等の法令に基づく対応を実施して、子どもの保護と権利を擁</p>	
② A8 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子ども全員が参加する「人権集会」を毎年定例開催しているほか、子どもの権利擁護を分かりやすくまとめた「えがおのやくそく」を施設独自で作成し、子ども全員に配付しています。個人の尊重やプライバシーの保護、自己選択・決定権など、一人ひとりの尊厳や権利の保障等をイラストを用いて表記し、口頭で丁寧に説明しています。また、「いけんばこについて」を作成・配布し、施設の苦情解決体制のほか、子どもが自由に意見を表明できることを伝えています。こども会議など、子ども同士が話し合う機会を多数設けているほか、施設行事やスポーツ競技大会へ参加等を通じて、お互いを認め、助け合うことのできる環境を醸成し、子ども一人ひとりが自己肯定感を高め、他者との安定した関係を構築できるよう支援しています。施設の職員会議やフロア会議等で、居住スペースの安全性や子ども同士の関係性等について話し合い、情報共有しながら発生防止と課題解決に向けた対策を協議しています。子どもからも随時意見を聴取し、必要な場合は児童相談所とも連携して、早期対応に努めています。</p>	
(4) 被措置児童虐待の防止等	
① A9 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>センター独自の虐待防止マニュアルをはじめ、児童福祉施設関係機関・団体による各種マニュアルを整備し、不適切なかかわり防止について周知徹底に努めるほか、人権、虐待防止などの職員研修を複数回定例で開催し、職員の意識向上を図っています。また、年度の人権擁護推進計画に沿って、子どもへの聞き取り調査やチェックリストに基づく職員の自己点検、実習生に対するアンケート、虐待防止に向けた事例の分析・検討等を通じて勤務体制や職員対応などの振り返りを行い、不適切な関わり等の防止と早期発見に組織全体で取り組んでいます。子どもに対しては、人権研修や子ども会議等で不適切な関わり等の具体例を挙げ、説明しています。虐待防止マニュアルを整備し、被措置児童等虐待の届出・通告制度をはじめ、入所児童虐待や不適切な関わりが発生した場合の対策についても明確化し、内部研修や職員会議等で全職員に周知して、理解浸透と実践化を促しています。</p>	

## A-2 生活・健康・学習支援

(1) 食生活	
① A10 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>「みんなが楽しく安全に過ごせる生活環境づくり」を目標に掲げ、栄養豊富で美味しい食事の提供に努めています。年度ごとに食生活計画を策定し、子どもの年齢や発達段階に応じた適切な栄養管理、嘔下や偏食、食物アレルギー等に対応した個別の栄養管理、行事食や調理実習、食中毒予防などの方針を明示し、食事提供体制の充実化に向けた取り組みを行っています。また、フロアごとの日課やルールに沿って、食事を含めた基本的な生活習慣の獲得に向けた支援を行うとともに、食育推進にも力を入れ、野菜の栽培や収穫、調理など、食に関する様々な体験機会を複数確保しています。センターの栄養士が献立を作成し、委託業者が施設内の厨房設備で調理を行い、各ユニットの調理スペースで加温・取り分け適温で提供しています。子どもの要望に基づき、調理室前の廊下に大型の窓ガラスを設置して、調理の様子を見たり調理員と交流が持てるようにしたほか、調理室前に意見箱を設置して食事のリクエストを投函できるようにするなど、子どもがより身近に食を感じられるよう工夫しています。旬の食材を使用し、行事食の提供や外食の機会も設けています。なお、食器はメラミン樹脂製品を採用し衛生面や安全性に配慮するほか、定期的に入れ替えも行っていきます。</p>	

<p>(2) 衣生活</p>	<p>① A11 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】          子どもの年齢や発達段階に応じて、季節や気候に合った適切な衣類を選ぶことができるよう支援するとともに、清潔保持のための更衣や洗濯、整理整頓など、適切な衣習慣の獲得に向けた支援を行っています。衣類は新規購入のほか、子どもの成長に合わせて、日常生活に支障のない範囲で寄付やおさがりなども活用し、一人ひとり専用の十分な量を準備しています。服装は本人の希望で自由としているほか、担当職員が子どもの意見を聴きながら、自分らしい服装で自己表現できるような関わりに努めています。また、外出の際などに子どもが直接服を選んで購入する機会も設けていますが、子どもの外出機会に限られることなどから、事前に子どもの希望や好み等を聴取して、職員が代理購入を行っています。なお、子どもの年齢・発達や自立等を考慮し、衣服のアイロンがけや補修・ボタン付けなどを自分で行う機会も設定していますが、安全管理の観点などから、頻度は少ない状況です。</p>		
<p>(3) 住生活</p>	<p>① A12 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】          施設の生活ルールの一つに「物や部屋を大切にすること」を挙げ、子ども一人ひとりに対し、自分と他児の物と場所の区別をはっきりつけることで、力の強い子が弱い子に強要することから守られること、自分の部屋で自分の物を管理することでトラブルを防止し、楽しく安全な生活につながることを繰り返し伝えていきます。子どもの居室は原則個室で、ベッドと収納家具、机・テーブルのほか、LED照明やエアコンを設置しています。また、室内側から施錠できるようにし、訪室の際は必ず声掛けやノックを行い、職員が勝手にドアを開けない等のルールを設けるなど、子どもの安心感とプライバシー保護にも配慮して対応を行っています。居住棟は1～3階の各フロアにそれぞれ7名で構成される小規模ユニットを2基ずつ設置し、ユニットごとにキッチンと食堂、リビング、様々な遊具を用意したプレイルーム（多目的室）やクールダウンスペース（観察室）も確保しています。外部からの侵入防止など、生活環境の安全性に鑑み、防犯カメラの設置や棟入口の施錠対応も実施しています。</p>		
<p></p>	<p>② A13 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】          自分の部屋で自分の物を管理すること、日課の切り替え時に自分の部屋で過ごす時間を設けること、大切な自分の場所として他児は入れないことの3点を施設の共通ルールに設定し、その目的として、一人でクールダウンして過ごす時間を持つようにすること、部屋の整理整頓を習慣化することを子どもに繰り返し説明し、各々の心理的な安定と自立心を育む関わりに努めています。ユニットごとに共用の掃除機や洗濯機を配置し、年齢や成長の度合いに応じて洗濯や掃除などの身の管理を自分で行うことができるよう支援しています。また、食後の片付けに併せてごみ分別の仕方を説明したり、自分の部屋を空ける時や就寝する際は居室のドアを閉め施錠すること、夜間は消灯すること等、基本的な生活習慣の獲得に向けた支援を行っています。子どもの希望に応じて、居室内の様替えを随時実施するほか、電化製品の電池交換などごく簡単な家電品等の保守管理の仕方も伝えています。</p>		
<p>(4) 健康と安全</p>	<p>① A14 発達段階に応じて、身体・健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】          食事、睡眠、排泄は生きる上で必要不可欠な要素であると同時に、子どもの安心・安んずる感覚につながることを生活支援マニュアルに明示し、尊重すべきことを職員間の共通認識として支援しています。また、日課とルールを通じ、秩序のある生活そのものが心理治療となるよう、配慮して関わりを行っています。食事・睡眠・排泄の状況は、チェック表等を用いて個別に状況を確認・把握し、職員間で情報共有しているほか、状況に応じて医師や看護師に連絡し、随時必要な対応を行っています。子どもの年齢や理解状況に合わせて、フロア別に「入所のしおり」を作成し、タイムスケジュール表を添付して起床から就寝までの日課を分かりやすく示しています。更衣や整容、入浴等の清潔保持の習慣化とともに、必要時は受診や休息を働きかけるなど、自分で体調管理を行うための助言も行っていきます。日常場面や子ども会議、個別の面談・同伴外出等の機会を通じて、危険行為や危険な場所を避けるよう伝えるとともに、交通ルールや外出時の緊急対応のについても説明し、子どもが自分で身を守ることができるよう支援しています。</p>		
<p></p>	<p>② A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】          児童相談所・医療機関等の関係機関からの情報提供に基づき、生育歴や既往歴、予防接種の実施状況や心理判定結果など、子どもに関する詳細な状況把握を行っています。入所後は健康診断や歯科検診のほか、身体測定や発達検査なども定期的実施して、個々の発育や発達状況を確認し、職員間で情報共有を図っています。センター内に診療所（医務課）を設置し、小児科医・児童精神科医が常駐するほか、委託の皮膚科・歯科医師による診療を受けることが可能な体制を確保しています。外部の医療機関に通院するケースに対しても、看護師や心理職、ケースワーカー等が先方の医療機関と随時連絡を取り合い、必要な対応を行っています。処方薬は調剤薬局と連携して医務課の看護師がフロア別・子ども別に配薬を行い、各フロアで職員が与薬を行っています。処方薬の管理や与薬手順は健康管理マニュアル等で対応を統一化し、複数職員でダブルチェックするなど、事故防止に努めています。センター内にAED（自動体外式除細動器）を2基設置し、地元の消防職員による救命救急・応急手当の内部研修も定期開催しています。</p>		
<p>(5) 性に関する支援等</p>	<p>① A16 子ども年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】          児童福祉施設関係団体が編纂するマニュアルや施設の「生活支援ガイドライン」等を活用し、性的問題行動のある子どもの支援を行っています。アセスメントを通じて個々の問題行動の要因分析や発達課題の明確化を図り、自立支援計画に支援目標と具体的対応を明示して、職員間で一貫した対応に努めています。子どもに対しては、自分と他者の物・場所の区別を明確にして適切な距離感を保つことが、自身を守りトラブル防止につながることを繰り返し伝えるとともに、「子どものいるところに大人あり（No Staff, No Child）」を職員間の共通認識として、子どもの安全を常に見守り、関わる対応を実践しています。フロア及びユニット内の子ども同士の関係性や、個々の子どもの特性などにも留意し、状況に応じてユニットや職員配置、勤務体制の変更を行うなど、不適切行動の発生防止に向けた関わりを行っています。2021年度からは医務課を主体に性教育の取り組みを開始し、児童相談所の保健師を交え1回性教育プロジェクトを開催したほか、生理前の女子児童を対象に性教育を実施しています。一方、性に関する基本姿勢や支援方針は明確化されておらず、子ども全員を対象とした個別的性教育の継続的な取組の更なる充実が期待されます。</p>		

(6) 学習支援、進路支援等		
①	A17 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】		
施設内に地域の小・中学校の分校を設置し、学籍を置いて通学を行っています。個々の子どもの学力や学習の進捗状況に応じて、少人数指導または個別指導を実施するほか、教員とは別に学校支援員を各クラスに配置して、必要時は個別対応するなど、子どもが安心できる学習環境の整備に努めています。入所後は子どもの心理的負担に配慮し、施設生活への適応を優先して徐々に通学を始めるとともに、学校への適応が難しい場合は、子どもが通える日数・時間数に合わせるなど、柔軟に対応しています。各フロアの夜勤職員が通学に伴い、前晩の子どもの状況を直接伝えるほか、センターで毎日開催する朝の連絡会に学校担当部長が出席し、タイムリーな情報共有に努めています。また、分校と第三課で開催する連絡調整会議を通じて、個別に子どもの対応を話し合うほか、校内のルール等をフロア職員と共有して児童・生徒指導を行うなど、緊密な連携に基づく教育支援を行っています。退所後の進路指導については、センター内の自立支援課や医務課、教育支援部等が相互に連携し、管轄の児童相談所や児童福祉関係機関、学校等とも随時連絡調整して、円滑な移行が図られるよう配慮しています。		

### A-3 通所支援

(1) 通所による支援		
①	A18 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	評価外
【コメント】		

### A-4 支援の継続性とアフターケア

(1) 親子関係の再構築支援等		
①	A19 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	b
【コメント】		
各年度の年間運営計画に家庭支援計画を盛り込み、基本方針と具体的取り組みを明示して、家族交流と家庭支援の推進に向けた職員の認識共有を図っています。家族との関係性に配慮し、原則として所管の児童相談所を通じ子どもの生活状況や学校の様子等を伝えているほか、子どものスナップ写真や創作品等の送付も行っています。また、可能なケースについては、施設のイベントや学校行事等の案内も実施しています。家族関係の修復や再統合を目指すケースは、児童相談所と協議しながら家族支援計画を策定し、保護者と内容を共有しながら段階的な支援を実施しています。施設中央棟に親子宿泊室を複数設置し、面会や体験宿泊ができるようにしているほか、個別の状況を踏まえ、児童相談所と密に連携しながら外出や一時帰宅等を実施しています。なお、各階のフロアリーダー、自立支援課のソーシャルワーカー(家族支援専門員)が家族との連絡や相談対応を実施しています。		
②	A20 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b
【コメント】		
「アフターケア事業実施要領」を策定し、センターの退所児童及び関係者・関係機関を対象に、訪問や来所を通じて相談対応や助言指導などを実施することを明文化しています。施設を退所する子ども・保護者に対しては、退所後の経過年数に関わらずいつでも相談できることを事前に必ず説明するとともに、所管の児童相談所や移行先の地域関係機関と随時連携し、子どもの支援体制構築と安定した地域生活の実現に向けた支援を実施しています。退所者全員に施設行事の開催案内を送付してイベントに招待するなど、関係性の維持とともに、必要な支援を継続して提供できるよう配慮しています。なお、アフターケアの実施状況は、様式や手順は決めていませんが、個別に記録を行っています。なお、通所機能は併設していません。		

---

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : [www.yresearch-center.jp/](http://www.yresearch-center.jp/) Email : [top@yresearch-center.jp](mailto:top@yresearch-center.jp)



特定非営利活動法人  
よこはま  
地域福祉  
研究センター

Yokohama Community development Research center

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号  
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232  
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01

---